

(書 式 2 - 2 - 4 - 1)

新 設 合 併 に 反 対 す る 株 主 か ら の 通 知 書

通 知 書

前 略

私 は 、 貴 社 の 株 式 ○ ○ 株 を 有 す る 株 主 で
す。

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 開 催 予 定 の 貴 社
臨 時 株 主 総 会 に つ い て 、 貴 社 よ り 、 臨 時 株 主
総 会 招 集 通 知 書 を 受 領 し ま し た が 、 同 株 主 総
会 に お け る 第 ○ ○ 号 議 案 「 合 併 の 件 」 に つ き
、 貴 社 と △ △ △ △ 株 式 会 社 が 合 併 し て 、 新 た
に □ □ □ □ 株 式 会 社 を 設 立 す る と い う 内 容 に
つ い て 、 私 は 反 対 の 意 向 で あ り ま す。

よ っ て 上 記 株 主 総 会 に 先 立 ち 、 本 書 面 を
も っ て 、 上 記 第 ○ ○ 号 議 案 に つ い て 反 対 の 意
思 を 通 知 致 し ま す。

草 々

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ ○ 番 ○ ○ 号
○ ○ ○ ○

〇 〇 市 〇 〇 町 〇 丁 目 〇 〇 番 〇 〇 号

〇 〇 〇 〇 株 式 会 社

代 表 取 締 役 〇 〇 〇 〇 殿



解説

（反対株主の株式買取請求権）

合併は、会社の組織自体に重大な変更をきたすものであり、自身の経営判断によりこれに反対する株主を保護する必要性も否定できない。

そこで反対株主には、自己の有する株式について、会社に対し、かかる決議が無かったら有したであろう公正な価格をもって買取ることを請求する権利が認められている（会社法第785条第1項）。

反対株主は、この株式買取請求権を行使する前提として、株主総会に先立ち、合併に反対する意思を書面で通知し、かつ、株主総会においても反対しなければならない（会社法第785条第2項第1号イ）。

